

保 健 福 祉 部

目 次

<保健福祉部>

地域医療推進局 地域医療課

○小児救急医療支援事業	42
○遠隔医療情報通信機器設備整備事業	42
○病床機能分化・連携促進基盤整備事業	42
○病床機能再編支援事業	44
○地域医療情報連携ネットワーク構築事業	45
○遠隔医療促進事業	45
○在宅医療提供体制強化事業	46
○小児等在宅医療連携拠点事業	47
○地方・地域センター機能強化事業	47
○へき地患者輸送車整備事業	48
○へき地診療所施設整備事業	48
○へき地診療所設備整備事業	49
○へき地診療所運営事業	50
○へき地患者輸送車運行事業	51
○へき地医療拠点病院事業（運営）	51
○へき地診療所医師派遣強化事業	52
○医師就労支援事業	52

地域医療推進局 医務薬務課

○子育て看護職員等就業定着支援事業	53
-------------------	----

健康安全局 地域保健課

○健康増進事業費補助金	53
○がん診療施設・設備整備事業	54
○がん診療連携拠点病院等機能強化事業	54
○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	54
○過疎地域等特定診療所施設整備事業	54
○過疎地域等特定診療所設備整備事業	55

健康安全局 国保医療課

○北海道国民健康保険保険給付費等交付金	55
○北海道国民健康保険財政安定化基金事業	55

感染症対策局 感染症対策課

○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	56
○軽症者等用宿泊施設借上げ事業	56
○新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業	56
○新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業	57
○予防接種対策事業（調査事業）	57
○感染症指定医療機関事業	57
○ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	58
○緊急風しん抗体検査等事業	58

福祉局 地域福祉課

○外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助事業	59
○社会福祉施設産休等代替職員任用事業	59

福祉局 障がい者保健福祉課

○重度心身障がい者医療給付事業	59
○市町村地域生活支援事業	59
○地域自殺対策強化事業	59

福祉局 高齢者保健福祉課

○介護サービス提供基盤等整備事業	60
------------------	----

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	60
○老人福祉施設等整備事業	60
○老人クラブ運営費補助事業	60
○介護サービス利用者負担軽減事業	60
○介護保険財政安定化基金事業	61
○権利擁護人材育成事業費補助金	61
○地域支援事業交付金	61
○介護のしごと魅力アップ推進事業費補助金	61
○キャリアパス支援研修事業費補助金	61
○介護助手普及促進事業費補助金	62
子ども政策局 子ども政策企画課	
○子ども・子育て支援整備交付金	62
○ひとり親家庭等医療給付事業	62
○乳幼児等医療給付事業	62
○次世代育成支援対策施設整備交付金	63
○子育て支援対策事業	63
○多子世帯の保育料軽減支援事業	64
○地域子ども・子育て支援事業	64
○就学前教育・保育施設整備交付金	65
○子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	65
○子どものための教育・保育給付費補助事業	66
○保育対策総合支援事業費補助金	66
○地域少子化対策重点推進交付金	67
○妊産婦安心出産支援事業	67
○社会福祉施設産休等代替職員任用事業	67
○保育士等処遇改善臨時特例事業	68
○出産・子育て応援交付金	68
○こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）	68
子ども政策局 子ども家庭支援課	
○ひとり親家庭等生活支援事業	69
○医療的ケア支援事業	69
○地域子供の未来応援交付金	69

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
小児救急医療支援事業	市町村	小児救急医療支援事業費補助金交付要綱（道）	休日又は夜間における小児の重症救急患者に対する医療を確保するため、市町村が行う小児救急医療支援事業又は病院の開設者が行う小児救急医療支援事業に対して市町村が補助する事業 【補助対象経費】 小児救急医療支援事業に必要な経費（給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）報償費（医師雇上謝金に限る））		2 / 3	1 / 3				予算補助 ※国庫補助廃止により基金を財源とする事業として実施
遠隔医療情報通信機器設備整備事業	市町村又は医療機関の開設者	遠隔医療情報通信機器整備事業費補助金交付要綱（道）	1 補助対象経費 遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入に要する経費 2 補助基準額 (1) 遠隔病理診断 ア 支援側医療機関 4,598千円 イ 依頼側医療機関 14,198千円 (2) 遠隔画像診断及び助言 ア 支援側医療機関 16,390千円 イ 依頼側医療機関 14,855千円 (3) 在宅患者に対して遠隔医療を行う医療機関 8,250千円	1 / 2		1 / 2		病院事業債 原則100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 原則100% ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ50%		予算補助
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	医療機関の開設者	病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金交付要綱（道）	1 施設整備事業 (1) 病院 ア 急性期病床から回復期病床への病床転換など地域での病床機能の分化・連携のために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助 ・補助基準額 5,500,000円×転換病床数 イ 医療施設等への転換など、病床の適正化のために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助 ・補助基準額 ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円 【補助基準額の加算】 次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (条件A) 転換及び削減前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合 (条件B) 転換及び削減前から病床を10%以上20%未満、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合 ①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備		1 / 2	1 / 2				予算補助

		<p>③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算額 (条件 A) ・新築・増改築の場合 (1床あたり) 9,000,000 円 ・改修・増築の場合 (1床あたり) 5,022,500 円 (条件 B) ・新築・増改築の場合 (1床あたり) 5,400,000 円 ・改修・増築の場合 (1床あたり) 3,013,500 円 <p>(2) 診療所 地域で不足する外来医療機能を担う診療所を開設するために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 160㎡×単価 鉄筋 179,800 円 木造 179,800 円 ブロック 156,700 円 <p>※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p>							
		<p>2 設備整備事業</p> <p>(1) 急性期病床から回復期病床への病床転換など地域での病床機能の分化・連携のために必要な医療機器の備品購入費を補助</p> <p>(2) 医療施設等への転換など、病床の適正化に伴い必要となる医療機器の備品購入費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 1医療機関当たり 10,800 千円 <p>※再編統合の場合は医療機関数に乗じる。</p>	1/2	1/2					
	医療機関の開設者、地域連携推進法人の設置者、医師会	<p>3 再編統合支援事業</p> <p>(1) 再編統合検討 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料を補助（最長5か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 1医療機関当たり 7,000 千円 <p>(2) 建物及び医療機器の処分に係る損失 病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体または売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）に計上されるもの（医療機器の有姿除却を除く）を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 (転換・削減) 病床数×2,000 千円 <p>(3) 人件費（早期退職割増相当額） 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みされた退職金の割増相当額を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 早期退職職員数×6,000 千円 <p>(4) 地域医療連携推進法人設立 ア 法人運営 地域医療連携推進法人を運営するために必要となる次の経費（地域医療連携推進法人設立準備期間（最長1か年）を含み最長3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 人件費：職員数（上限1名）×8,000 千円 負担金：加入期間数×500 千円 備品、消耗品費等：1,200 千円 	1/2	1/2					

			<p>イ 体制整備 地域医療連携推進法人の体制整備に必要な次の経費（地域医療連携推進法人設立から最長3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 人件費：医師（上限4名）×21,000千円 人材確保費用：11,160千円 連携推進費：3,500千円 																		
	医療機関の開設者		<p>4 理学療法士等確保事業 急性期病床から回復期病床などへの病床転換を行う病院において、新たに理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）を雇用する経費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 月額350千円×延月数（上限12月） <p>5 理学療法士等研修事業 回復期機能充実のため、病院に所属する理学療法士等を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的理学療法士等の派遣を受ける病院に研修経費等を補助</p> <p>(1) 技術研修を受講する理学療法士等</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士等1名1日当たりの受講料 補助基準額 10千円（240日上限） <p>(2) 指導的理学療法士等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導的理学療法士等1名1日当たり 補助基準額 40千円（240日上限） 	1/2	1/2																
				1/2	1/2																
病床機能再編支援事業	医療機関の開設者又は開設者であった者	病床機能再編支援事業費給付金支給要綱（道）	<p>1 単独支援給付金 平成30年度病床機能報告において、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下、「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を策定し、対象3区分のいずれかの病床の削減を10%以上減した場合に給付</p> <p>※病床削減前に地域医療構想の実現に資する病床削減であることを地域医療構想調整会議等において認められたものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 病床稼働率に応じ削減数1床あたり次の額を支給 <p>【病床稼働率】</p> <table> <tr><td>50%未満</td><td>1,140千円/床</td></tr> <tr><td>50%～60%</td><td>1,368千円/床</td></tr> <tr><td>60%～70%</td><td>1,596千円/床</td></tr> <tr><td>70%～80%</td><td>1,824千円/床</td></tr> <tr><td>80%～90%</td><td>2,052千円/床</td></tr> <tr><td>90%以上</td><td>2,280千円/床</td></tr> </table> <p>※1日平均実働病床数以下の削減病床は2,280千円/床</p>	50%未満	1,140千円/床	50%～60%	1,368千円/床	60%～70%	1,596千円/床	70%～80%	1,824千円/床	80%～90%	2,052千円/床	90%以上	2,280千円/床	10/10					予算補助 補助対象経費のない給付金
50%未満	1,140千円/床																				
50%～60%	1,368千円/床																				
60%～70%	1,596千円/床																				
70%～80%	1,824千円/床																				
80%～90%	2,052千円/床																				
90%以上	2,280千円/床																				
	医療機関の開設者又は開設者であった者		<p>2 統合支援給付金 地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能のいずれかの病床の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 「1 単独支援給付金」と同額 	10/10					補助対象経費のない給付金												

	医療機関の開設者又は開設者であった者		2 統合支援給付金 地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能のいずれかの病床の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に給付 ・補助基準額 「1 単独支援給付金」と同額	10/10					補助対象経費のない給付金
	医療機関の開設者又は開設者であった者		3 債務整理支援給付金 地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、統合後に存続する医療機関であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給 ・補助上限 融資期間：20年、利率：年0.5%	10/10					補助対象経費のない給付金
地域医療情報連携ネットワーク構築事業	市町村、病院又は診療所の開設者、医師会等	地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金交付要綱（道）	1 地域医療情報連携ネットワーク構築事業 医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るため、診療情報（主に電子カルテ情報（CT等画像情報を含む））を共有するICTネットワーク設備整備に対し補助 ・補助基準額 病院 30,000千円 診療所 20,000千円 2 地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業 地域にふさわしい継続性のあるネットワークの導入に向けた計画の作成のため、ICTの専門家からコンサルティングを受けるために必要な経費（委託料等）に対し補助 ・補助基準額 2,710千円 3 防災用診療情報バックアップ事業 津波などによる診療情報流出防止のために、安全な地域に電子カルテ情報を保存するためのサーバ整備に対し補助 ・補助基準額 12,000千円	1/2	1/2				予算補助
	病院の開設者			10/10					
				1/2	1/2				
遠隔医療促進事業	病院又は診療所の開設者	遠隔医療促進事業費補助金交付要綱（道）	1 設備整備事業 遠隔地の医療機関を支援するためビデオ会議システム等の設備整備に対し補助 ・補助基準額 支援する機関 3,000千円 支援を受ける機関 2,000千円 2 遠隔相談事業 ビデオ会議システムを導入した医療機関やICTを活用したコミュニケーションツール等を整備した医療機関等に対して、専門医等がビデオ会議システムを活用し、画像による場合を含め対面により相談・助言を行うことについて支援する事業 ・補助基準額 1時間 8千円 （1週間5時間上限）	1/2	1/2				予算補助
				10/10					

	離島・過疎地等の市町村		<p>3 在宅患者遠隔支援事業</p> <p>(1) 設備整備事業 在宅患者遠隔支援に必要な備品購入費に対し補助 ・補助基準額 5,000千円</p> <p>(2) 導入運営事業 遠隔医療等を実施するためのコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用（委託費、報償費等）に対し補助 ・補助基準額 2,699千円</p>	1/2	1/2				
在宅医療提供体制強化事業	医療機関 郡市医師会、市町村 訪問看護ステーション	在宅医療提供体制強化事業費補助金交付要綱（道）	<p>1 在宅医療グループ診療運営事業 在宅医療グループを指導役とし、在宅医療未経験の医師らとグループを編成し、日常診療時の支援や多職種カンファレンス等を通じて新たな在宅医を養成 グループの医師相互に夜間休日不在時の代診制を運用 在宅患者急変時の受け入れを担う医療機関をグループに加え後方病床を確保 ※指導役の医師及び諸調整を行う職員の人件費、代診・後方病床受け入れを行った医療機関に補助する</p> <p>※市町村は介護保険の地域支援事業「在宅医療・介護連携推進事業（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を実施する市町村に限る。市町村は事業の全部又は一部を医療機関等に委託することができる ※在宅診療・病以外の病院または診療所が実施主体となる場合は、小児の在宅医療にかかる経費のみ補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>2 在宅医療体制支援事業 在宅医療を担う医療機関が少ない地域（在宅診療等の合計が3以下の市町村）において、24時間の在宅医療提供体制を構築するため、不在時の代替医師に係る費用（夜間休日不在時の待機）、受入病床の確保費用及び診療報酬で算定不可とされている半径16kmを越えた訪問診療に要する経費の一部を補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>3 在宅医療推進事業 訪問看護ステーションがない（不足する）地域に市町村自ら設置若しくは参入した事業者等に補助した場合、初度設備・運営経費を補助 看取り、緩和ケアなど在宅医療の充実に資する研修等の実施に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>4 訪問診療用ポータブル機器等整備事業 訪問診療に使用するポータブルのエコー・心電図・X線装置</p>	10/10					予算補助
				10/10					
				1/2	1/2				
				1/2	1/2				

			<p>などの医療機器の整備に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 備品購入費</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>5 在宅医療多職種連携 ICTネットワーク構築事業 在宅医療に関わる多職種間において、ICTを活用した患者情報を電子的に共有するシステムを導入し、切れ目のない医療介護情報連携を行うためのネットワークの設備整備等の購入経費のほか、ネットワーク導入に向け ICTの専門家からアドバイスを受けるための経費に対し補助 ※主に電子カルテ情報の共有を行うものは除く</p> <p>(1) 設備整備 補助対象経費：委託料、備品購入費 補助基準額：知事が必要と認める額</p> <p>(2) 導入アドバイザー 補助対象経費：委託料、報酬、報償費、旅費 補助基準額：知事が必要と認める額</p>		1 / 2	1 / 2			
小児等在宅医療連携拠点事業	医療機関、医師会、市町村等	小児等在宅医療連携拠点事業費補助金交付要綱（道）	<p>1 小児等在宅医療連携拠点事業（全道事業） 一般住民向け普及啓発、小児等の在宅医療に関する研修の実施等の人材育成や2に掲げる地域モデル事業実施事業者等への支援に対し補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>2 小児等在宅医療連携拠点事業（地域拠点事業） 意見交換会等関係者の連携強化に向けた取組や小児等の患者・家族に対する相談支援の実施に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p>		10 / 10				予算補助
地方・地域センター機能強化事業	地方・地域センター病院	地方・地域センター機能強化事業費補助金交付要綱（道）	<p>1 医師等派遣事業 地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する代替医師等及び診療協力のための医師等の派遣に必要な経費に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賞金、報償費、旅費</p> <p>(2) 補助基準額 ・医師 61,000円×延日数 ・看護師 25,000円×延日数 ・その他医療従事者（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等医師及び看護師以外の医療従事者）25,000円×延日数</p>		1 / 2	1 / 2			予算補助

			<p>2 研修会等開催事業 地方・地域センター病院における地域の医師等の医療技術者を対象とする研修会又は地域医療構想の推進方策検討等医療政策に関する研修会等の開催に必要な経費に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書等購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助基準額 300,000 円/回</p> <p>3 設備整備事業 圏域内における後方医療機関として必要な医療機器等の購入費に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 共同利用する高度医療機器、研修会に活用するための医療機器等の購入費</p> <p>(2) 補助基準額 10,800,000 円</p>	1/2	1/2										
へき地患者輸送車整備事業	市町村等	へき地医療対策事業費（整備費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】 へき地医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するために市町村等が購入する患者輸送車両の購入費</p> <p>【補助基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバス 1台当たり 2,829 千円 ・ワゴン 1台当たり 1,474 千円 	1/2	1/2		病院事業債 原則 100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 原則 100% ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ 50%		予算補助 ※要綱未確定						
へき地診療所施設整備事業	市町村等	へき地医療対策事業費（整備費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】 へき地診療所として必要な次の各部門の新築・増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障をきたしているものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修（既存のへき地診療所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 <p>(1) 診療所（診療室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p> <p>(4) ヘリポート（ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費）</p> <p>【補助基準額】 次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額の合計額とし、ヘリポートを整備する場合は別途加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準面積 <p>(1) 診療部門</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>無床</td><td>160 m²</td></tr> <tr><td>有床 5床以下</td><td>240 m²</td></tr> <tr><td>6床以上</td><td>760 m²</td></tr> </table> <p>(2) 医師住宅 80 m²</p> <p>(3) 看護師住宅 80 m²</p> <p>(4) ヘリポート 1か所当たり 85,559 千円</p>	無床	160 m ²	有床 5床以下	240 m ²	6床以上	760 m ²	1/2	1/2		病院事業債 原則 100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 原則 100% ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ 50%		予算補助 建築面積が基準面積を下回る時は当該建築面積を基準面積とする ※要綱未確定
無床	160 m ²														
有床 5床以下	240 m ²														
6床以上	760 m ²														

			<p>・基準単価（1㎡当たり）</p> <p>一般地区</p> <p>鉄筋コンクリート 183,400円</p> <p>ブロック 159,600円</p> <p>木造 183,400円</p> <p>離島・豪雪地区</p> <p>鉄筋コンクリート 196,300円</p> <p>ブロック 171,500円</p> <p>木造 196,300円</p> <p>基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額＝選定額（選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額）×補助率＝交付額</p>							
へき地診療所設備整備事業	市町村等	へき地医療対策事業費（整備費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】</p> <p>へき地診療所として必要な医療機器購入費</p> <p>【補助基準額】</p> <p>1か所当たり 16,500千円</p>	1/2		1/2		病院事業債 100% 原則過疎対策事業債あり		予算補助 ※要綱未確定

へき地診療所運営事業	市町村等	へき地医療対策事業費 (運営費) 補助金交付 要綱(道)	<p>【補助対象経費】</p> <p>(1) 事務費 へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費(研究費に計上したものを除く)、備品費(単価50万円未満に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く)、消耗品費(伝送装置経費に計上したものを除く)、材料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料(伝送装置経費に計上したものを除く)、社会保険料、雑役務費(伝送装置経費に計上したものを除く)、委託費</p> <p>(2) 研究費 医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費(研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費)、備品費(医学用図書雑誌、単価50万円未満の研究用備品に限る)、材料費(医学研究用材料)</p> <p>(3) 医療費 医療に必要な次に掲げる経費 備品費(単価50万円未満の医療用に限る)、 材料費(医薬品費、診療材料費)、雑役務費(医療機器修繕料)、委託費(診療のための検査委託料)</p> <p>(4) 情報通信機器等経費 情報通信機器の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費(単価50万円未満の庁用器具に限る)、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費(修繕料等)</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 事務費</p> <p>① 1か所当たり次により算出された額の合算額 6,200,000円+(基準単価×実診療日数) ※基準単価(実診療日数による)</p> <p>1日～129日 71,000円 130日～259日 77,000円 260日以上 87,000円</p> <p>② 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数</p> <p>(2) 研究費</p> <p>1か所当たり診療日数</p> <p>1日～129日 年額 65,000円 130日～259日 年額 130,000円 260日以上 年額 195,000円</p> <p>(3) 医療費 医療に要した実支出額</p> <p>(4) 情報通信機器経費</p> <p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>① ファクシミリ 37,290円×稼働月数 ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する</p> <p>② 情報通信機器装置 297,430円×稼働月数</p> <p>I 種目別選定額の合計額－診療収入額 ※選定額＝基準額と対象経費支出額を比較して少ない方の額</p> <p>II 総事業費－診療収入額及び寄附金その他の収入額 IとIIを比較して少ない方の額×補助率＝交付額</p>	2 / 3		1 / 3					<p>予算補助 ※要綱未確定</p>
------------	------	------------------------------------	--	-------	--	-------	--	--	--	--	------------------------

へき地患者輸送車運行事業	市町村等	へき地医療対策事業費（運営費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】 へき地患者輸送車の運行に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費</p> <p>【補助基準額】 患者輸送車 1 か所当たり 765,000 円</p>	1 / 2		1 / 2				予算補助 ※要綱未確定
へき地医療拠点病院事業（運営）	病院の開設者	へき地医療対策事業費（運営費）補助金交付要綱（道）	<p>無医地区等における医療の確保を図るため、市町村等が行うへき地医療拠点病院事業に必要な経費</p> <p>【補助対象経費】 (1) 医療活動費 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、諸謝金、旅費（研究費に計上したものを除く）、備品費（単価 50 万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器経費に計上したものを除く）、消耗品費（情報通信機器経費に計上したものを除く）、材料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料（情報通信機器経費に計上したものを除く）、社会保険料、雑役務費（情報通信機器経費に計上したものを除く）、燃料費、委託費、公課費</p> <p>(2) 研究費 学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）</p> <p>(3) 研修費 へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費</p> <p>(4) 医療費 医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価 50 万円未満の医療用に限る）、材料費（医薬品費、診療材料費）、雑役務費（医療機器修繕料）</p> <p>(5) 情報通信機器経費 情報通信機器の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る）、備品費（単価 50 万円未満に限る）、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費（修繕料等）、委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る）</p> <p>【補助基準額】 (1) 医療活動費 1 か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 ①巡回診療等従事者経費 医師 61,000 円×延日数 その他 25,000 円×延日数 ②巡回診療等自動車経費 3,700 円×延回数 ③代診医等派遣経費 医師 61,000 円×延日数 その他 25,000 円×延日数</p>	1 / 2	1 / 2			<p>病院事業債 原則 100% 辺地対策事業債・ 過疎対策事業債 原則 100%</p> <p>ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ 50%</p>		予算補助 ※要綱未確定

			<p>(2) 研究費 1か所当たり次に定める額 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円 75日以上150日未満 310,000円 50日以上75日未満 207,000円</p> <p>(3) 研修費 1回当たり 56,000円</p> <p>(4) 医療費 医療に要した実支出額</p> <p>(5) 伝送装置経費 1か所当たり次により算出された額 静止画像伝送装置 ①へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)×稼働月数 ②へき地診療所診療支援システム (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数) ×稼働月数 I 種目別選定額の合計額 ※選定額=基準額と対象経費支出額を開設者ごとと比較して少ない方の額 II 総事業費-診療収入額及び寄附金その他の収入額 IとIIを比較して少ない方の額×補助率=交付額</p>						
へき地診療所医師派遣強化事業	市町村等	へき地医療対策事業費(運営費)補助金交付要綱(道)	<p>【補助対象経費】 へき地診療所医師派遣強化事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、旅費、社会保険料</p> <p>【補助基準額】 1か所当たり次により算出された額 ・医師 61,000円×延日数 ・その他 25,000円×延日数</p>	1/2		1/2			予算補助 ※要綱未確定
医師就労支援事業	市町村等	医師就労支援事業費補助金交付要綱(道)	<p>1 就労サポート事業</p> <p>(1) 補助対象経費 就労サポートに必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費除く)、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの)</p> <p>(2) 補助基準額 次の①の額と②及び③により算出された額の合計額とする ①1ヶ所当たり 8,000,000円 ②復職支援を実施する場合 次のアからエにより算出された額の計 ア 研修計画作成経費 327,000円×研修人数 イ 指導医経費 16,000円×研修日数×研修人数 ※研修日数 30日上限 ウ 地域研修費 10,000円×研修日数×研修人数 ※研修日数 30日上限 エ 研修管理委員会等経費 1ヶ所当たり 257,000円</p>		10/10				予算補助 ※国庫補助廃止により基金を財源とする事業として実施

			③ワークライフバランスセミナー等を実施する場合 1ヶ所当たり 257,000円 2 勤務体制整備事業 (1) 補助対象経費 勤務体制整備に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等）、 賞金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務 費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該 当するもの） (2) 補助基準額 次の①から③により算出された額の合計額とする ①短時間正規雇用等を実施する場合 600,000円×運営月数 ②独立したスペースにおいて病児病後児保育を実施する 場合 341,260円×運営月数 ③上記以外の子育て支援を実施する場合 187,560円×運営月数		1/2	1/2			
--	--	--	--	--	-----	-----	--	--	--

所管部課名 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	ページリンク	備考
				国	道	市町村	その他			
子育て看護職員等就業定着支援事業	市町村	子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱（道）	病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 委託料（上記1に該当するもの）		1/4以内	3/4			予算補助 ※国庫補助廃止により基金を財源とする事業として実施	

所管部課名 保健福祉部 健康安全局 地域保健課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	ページリンク	備考
				国	道	市町村	その他			
健康増進事業費補助金	市町村	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国） 健康増進事業費補助金交付要綱（道）	生活習慣病予防と介護予防を通じ、全ての道民の健康を確保するため、健康増進法に基づき市町村が実施する次の各種保健事業に要する経費 (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) 訪問指導 (5) 総合的な保健推進事業 (6) 肝炎ウイルス検診	1/3	1/3	1/3			予算補助 自己負担相当額以外 1/3 自己負担相当額 10/10	

がん診療施設・設備整備事業	日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者	がん診療施設・設備整備費補助金交付要綱（道）	<p>施設整備 がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等)</p> <p>(2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)</p> <p>基準面積 1,300 m²</p> <p>基準単価</p> <p>病棟 鉄筋コンクリート 185,600 円 ブロック 161,800 円</p> <p>診療棟 鉄筋コンクリート 207,500 円 ブロック 181,300 円</p> <p>設備整備 がん診療施設として必要ながんの医療器械及び臨床検査機械等の備品購入費</p> <p>基準額 32,400 千円</p>		1 / 3	2 / 3					予算補助
がん診療連携拠点病院等機能強化事業	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院の開設者	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国） がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金交付要綱（道）	<p>がん診療連携拠点病院等が行う次の事業に要する経費。ただし、地域がん診療病院については、(2)、(5)、(7)及び(8)に関する事業を除く。</p> <p>(1) がん医療従事者研修事業</p> <p>(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業</p> <p>(3) がん相談支援事業</p> <p>(4) 普及啓発・情報提供事業</p> <p>(5) 病理医養成等事業</p> <p>(6) 在宅緩和ケア地域連携事業</p> <p>(7) 緩和ケア推進事業</p> <p>(8) がん患者の就労に関する総合支援事業</p>	1 / 2	1 / 2						予算補助
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	市町村	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱（道）	小児慢性特定疾病児童等に対する特殊寝台等の日常生活用具の購入費	市 1 / 2 町村 1 / 2		1 / 2					予算補助
過疎地域等特定診療所施設整備事業	市町村	医療施設等施設整備費補助金交付要綱（国）	<p>【補助対象経費】 過疎地域等特定診療所として、必要な次の各部門の新・増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）</p> <p>(2) 医師又は歯科医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p> <p>【補助基準額】 次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額 (基準面積)</p> <p>(1) 診療部門 160 m²</p> <p>(2) 医師住宅 80 m²</p> <p>(3) 看護師住宅 80 m²</p>	1 / 2	1 / 4	1 / 4					予算補助

過疎地域等特定診療所設備整備事業	市町村	医療施設等設備整備費補助金交付要綱（国）	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費【補助基準額】 一箇所当たり 16,200 千円	1 / 2	1 / 4	1 / 4				予算補助
------------------	-----	----------------------	--	-------	-------	-------	--	--	--	------

所管部課名 保健福祉部 健康安全局 国保医療課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道国民健康保険給付費等交付金	市町村、広域連合	国民健康保険法第75条の2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 北海道国民健康保険給付費等交付金交付要綱（道）	1 普通交付金 療養の給付等に要する費用その他市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じて交付する。 2 特別交付金 市町村の財政状況その他の事情に応じ、次に掲げる額の合算額を交付する。 ア 算定政令第6条第6項第1号及び調交省令第6条に基づき国が当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付する額 イ 算定政令第6条第6項第2号の規定に基づき国が当該市町村の取組に応じて交付する額 ウ 算定政令第6条第6項第3号の規定に基づき道が繰り入れる額のうち、知事が定める基準に基づき算出した額 エ 算定政令第6条第6項第4号の規定に基づき国が当該市町村による特定健康診査等に要する費用に応じて負担する額及び同項5号の規定に基づき道が当該市町村による特定健康診査等に要する費用に応じて繰り入れる額							
北海道国民健康保険財政安定化基金事業	市町村、広域連合	国民健康保険法第81条の2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第14条～22条 北海道国民健康保険財政安定化基金条例 北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則	1 交付事業 特別な事情により、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する場合に、財政不足額の1/2を交付する。 2 貸付事業 保険料（税）収納率の悪化等により、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する場合に、財政安定化基金から市町村へ貸付を行う。							

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	市町村	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱（国）</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（国）</p>	<p>【交付の対象】 次の事業に必要な経費を補助。 （1）令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により市町村が行う事業。 （2）昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して市町村が行う事業（ただし、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものに限る。）</p> <p>【補助対象経費】 給料、職員手当等、共済費、賞金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金</p>	10/10						予算補助
軽症者等宿泊施設借上げ事業	保健所設置市	<p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（国）</p> <p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（国）</p> <p>新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業費補助金交付要綱（道）</p>	<p>【交付の対象】 道内の政令市に対し、宿泊療養施設の設置運用等に係る経費について、必要な費用を補助。</p> <p>【補助対象経費】 ・施設の開設及び運営に係る経費 ・職員派遣に係る旅費等 ・患者搬送に係る委託費、使用料等</p>	10/10 以内						予算補助
新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業	保健所設置市	<p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（国）</p> <p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（国）</p>	<p>【交付の対象】 道内の政令市に対し、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置、運営を行うために必要な経費を補助。</p> <p>【補助対象経費】 賞金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	10/10 以内						予算補助

		令和5年度(2023年度)新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業費補助金交付要綱(道)									
新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業	保健所設置市	「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」(国) 「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(国) 令和5年度(2023年度)新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業費補助金交付要綱(道)	【交付の対象】 道内の政令市に対し、新型コロナウイルス感染症に関して、自宅軽症者等の療養体制の確保を行うために必要な経費を補助。 【補助対象経費】 職員手当等、報酬、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10 以内							予算補助
予防接種対策事業(調査事業)	市町村	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(国)	予防接種事故発生時における市町村の予防接種健康被害調査委員会が行う調査事業に要する経費1件につき239,000円	1/2	1/4	1/4					予算補助
感染症指定医療機関事業	指定医療機関の開設者	保健衛生施設等施設・設備費国庫補助金交付要綱(国) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱(国)	次の各号に該当する感染症指定医療機関の整備・運営事業 1 施設整備事業 (1) 補助対象経費 感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 補助基準額 新設・増設又は改築 ・第一種感染症指定医療機関 厚生労働大臣の認めた額 ・第二種感染症指定医療機関 15㎡×指定病床数×別途定める基準単価 2 運営事業 (1) 補助対象経費 第一種・第二種感染症指定医療機関の運営に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、材料費及び備品購入費 (2) 補助基準額 ・第一種感染症指定医療機関 指定病床数×6,294,000円 ・第二種感染症指定医療機関 陰圧あり：指定病床数×1,858,000円 陰圧なし：指定病床数×1,426,000円	1/2 1/2	1/2 1/2				https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hoken-eisei/index.html なし	予算補助	

<p>ポリオ生ワクチン2 次感染対策事業</p>	<p>市町村</p>	<p>感染症予防事業費等国 庫負担(補助)金交付 要綱(国)</p>	<p>1 医療費 他の法令による給付がある場合は、その額を控除した額とする</p> <p>2 医療手当 医療費の支給を受けている者に対し、入通院に必要な諸経費として月を単位に支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院3日未満(月額) 35,800円 ・通院3日以上(月額) 37,800円 ・入院8日未満(月額) 35,800円 ・入院8日以上(月額) 37,800円 ・同一月入通院(月額) 37,800円 <p>3 障害児の養育に対する特別手当 ポリオウィルスに2次感染したことにより、一定の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に対し、障害の程度に応じて支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級(年額) 898,800円 ・2級(年額) 718,800円 <p>4 18歳以上の障害者に対する特別手当 ポリオウィルスに2次感染したことにより、一定の障害の状態にある18歳以上の者に対し、障害の程度に応じて支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級(年額) 2,875,200円 ・2級(年額) 2,229,200円 <p>5 非生計維持者死亡一時金 2次感染したことにより死亡した者が、一家の生計者でなかった場合の遺族に対して支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7,542,000円 <p>6 葬祭料 2次感染により死亡した者の葬祭を行う場合、葬祭を行う者に対して支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・212,000円 	<p>1 / 2</p>	<p>1 / 4</p>	<p>1 / 4</p>					
<p>緊急風しん抗体検査 等事業</p>	<p>市町村</p>	<p>感染症予防事業費等国 庫負担(補助)金交付 要綱(国)</p>	<p>医療機関等委託又は保健所等による風しん抗体検査事業に要する経費</p>	<p>1 / 2</p>		<p>1 / 2</p>					

所管部課名 保健福祉部 福祉局 地域福祉課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助事業	市町村	外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助金交付要綱（道）	国民年金制度上、無年金とならざるを得なかった外国人の方々の福祉の向上を図るため、福祉給付金を支給する市町村に補助する 【補助額】 高齢者 10,000円×支給延べ月数 障害者 25,000円×支給延べ月数		定額				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sum/kokuji.html	道単独予算補助
社会福祉施設産休等代替職員任用事業	市町村、社会福祉法人等	社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金交付要綱（道）	社会福祉施設に勤務する保育士など女子職員の産出及び職員の病欠欠勤に伴う代替職員の任用に必要な経費		10/10以内					道単独予算補助

所管部課名 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
重度心身障がい者医療給付事業	市町村等	北海道医療給付事業補助金交付要綱	重度心身障がい者の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村等が実施する事業に要する経費 ・医療費及び事務費		1/2 夕張市 10/10	1/2				道単独予算補助
市町村地域生活支援事業	市町村	市町村地域生活支援事業費等補助金交付要綱（道）	障がい者等に対し、相談支援、意思疎通支援及び移動支援、日中活動支援等のサービス提供を行うための各種事業に要する経費	1/2	1/4	1/4				予算補助
地域自殺対策強化事業	市町村等	地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱	相談、人材育成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた対策を実施することにより、北海道における更なる自殺対策の強化を図るための必要な経費 ・対面相談事業、電話相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業 ・計画策定実態調査事業、若年層対策事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業 ・自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、地域特性重点特化事業	1/2 2/3 10/10		1/2 1/3				予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
介護サービス提供基盤等整備事業	市町村等	厚生労働事務次官通知	定員 29 名以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の整備のほか、介護施設等の開設準備経費や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を図るための改修等、定期借地権設定のための一時金の支援に要する経費 (1) 地域密着型サービス施設等の整備 (2) 開設準備経費 (3) 既存施設の改修 (4) 定期借地権設定のための一時金支援 (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 (6) 介護職員の宿舎施設整備		定額 ※ (4) は路線価評価の 1/2 に対して 1/2				予算補助 ※ 地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用【基金負担】 国 2/3 道 1/3	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村	厚生労働事務次官通知	地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備に要する経費 (1) 既存施設のスプリンクラー設備等整備事業 (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業 (4) 高齢者施設等の安全対策強化事業 (5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	定額					予算補助	
老人福祉施設等整備事業	市町村等	老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱（道）	老人福祉施設等の整備に要する経費 (1) 特別養護老人ホーム (2) 養護老人ホーム (3) (1)又は(2)に併設するショートステイ用居室 (4) 軽費老人ホーム（ケアハウス） (5) 介護老人保健施設 (6) 介護医療院 (7) (5)又は(6)に併設する訪問看護事業所		定額 ※ (1)又は(2)に係る大規模修繕は 3/4		社会福祉施設整備事業債 80% 施設整備事業債 100%		予算補助	
老人クラブ運営費補助事業	市町村	厚生労働事務次官通知	老人クラブの活動を促進するために要する経費 1 補助対象事業 (1) 老人クラブが行う事業 (2) 市町村老人クラブ連合会が行う事業（活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業） 2 補助基準額 1か所当たり 知事が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3			予算補助	
介護サービス利用者負担軽減事業	市町村、広域連合	厚生労働事務次官通知	介護保険制度の円滑な施行に資する次の事業に要する経費 (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置事業	1/2	1/4	1/4			予算補助	

介護保険財政安定化基金事業	市町村、広域連合	介護保険法第147条 北海道介護保険財政安定化基金条例 北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則	年度を単位とした保険料収納率低下と給付費増による財政不足について貸付 1 貸付額 財政不足額を基礎として算定し、財政不足額の1割の範囲内で貸付額の増額を認める。							
権利擁護人材育成事業費補助金	市町村	権利擁護人材育成事業費補助金交付要綱(道)	認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の育成及びフォローアップに要する経費 (1) 権利擁護人材養成研修 (2) 権利擁護人材支援体制構築事業 (3) 権利擁護人材フォローアップ研修事業		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3
地域支援事業交付金	市町村等	厚生労働事務次官通知	地域支援事業の実施に関する経費 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 (3) 包括的支援事業(社会保障充実分)	20/100 38.5/100 38.5/100	12.5/100 19.25/100 19.25/100	12.5/100 19.25/100 19.25/100	55/100 23/100 23/100			予算補助
介護のしごと魅力アップ推進事業費補助金	市町村、養成施設等	介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱(道)	福祉・介護の仕事の大切さや魅力などを伝えるための福祉・介護体験やセミナー等の下記取組実施に要する経費 (1) 学生及び地域住民を対象に、福祉・介護職場での体験や現役の介護職員等との意見交換 (2) 学生及び地域住民を対象とした福祉・介護の魅力等の普及啓発に資するセミナー、講演会等の行事等の開催 (3) その他本事業の目的に合致すると認められる取組 【補助額】 1 事業者 2,000千円 ※(1)、(2)のいずれかを実施する場合は、1,000千円以内 (3)の単独実施不可		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3
キャリアパス支援研修事業費補助金	市町村、養成施設、事業者団体及び職能団体等	介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱(道)	キャリアパスを見据えた下記研修等の実施に要する経費 (1) 福祉・介護サービスに従事する者の資格取得や知識・技術力のレベルアップのための研修 (2) チームリーダーや初任者等の指導的立場としての視点や技術等を習得するための研修 (3) その他人材の定着支援に資する研修として知事が認める研修 【補助額】 1 事業者 450千円以内 ただし、広域(複数の(総合)振興局管内)で実施する場合、市町村及び福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体が実施する場合は750千円以内 また、全道域を対象としてオンラインで実施する場合は、広域で実施するものとみなし、750千円以内		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3

介護助手普及促進事業費補助金	市町村、介護サービス事業所等	介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱（道）	介護現場において周辺業務を担う人材である介護助手を確保・育成するための下記取組実施に要する経費 (1) 業務を担う人材の確保に向けた説明会及びジョブマッチングの実施 (2) 直接介助以外の補助業務を担う人材に対する OFFJT 研修の実施 (3) 職場での業務に関する OJT 研修 【補助額】 1 事業者 300 千円以内 ※(1)及び(2)は必須事業。(3)を実施しない場合は、200 千円以内		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3
----------------	----------------	--------------------------	---	--	-------------	--	--	--	--	---

所管部課名 保健福祉部 子ども政策局 子ども政策企画課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
子ども・子育て支援整備交付金	市町村	内閣総理大臣通知 (H27.7.13)	1 留守家庭児童の健全育成の場とする放課後児童クラブの整備費 (1) 市町村設置施設 (待機児童解消のための整備の場合) (2) 社会福祉法人等設置施設への補助 (待機児童解消のための整備の場合) 2 疾病にかかった保育を必要とする児童を保育する病児保育施設の整備費 (1) 市町村設置施設 (2) 社会福祉法人等設置施設への補助	1/3 2/3 2/9 1/2	1/3 1/6 2/9 1/8	1/3 1/6 2/9 1/8	1/3 1/4			予算補助
ひとり親家庭等医療給付事業	市町村等	北海道医療給付事業補助金交付要綱（道）	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村等が実施する事業に要する経費 ・医療費及び事務費		1/2 夕張市 10/10	1/2				道単独予算補助
乳幼児等医療給付事業	市町村等	北海道医療給付事業補助金交付要綱（道）	乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村等が実施する事業に要する経費 ・医療費及び事務費		1/2 夕張市 10/10	1/2				道単独予算補助

次世代育成支援対策施設整備交付金	市町村	次世代育成支援対策推進法	<p>次世代育成支援対策推進法を推進するために市町村が策定する整備計画に基づき実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を対象とする ※児童厚生施設、産後ケア事業を行う施設除く (市町村設置) (民間(法人)設置施設への補助) 【対象施設】 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 市区町村子ども家庭総合支援拠点 一時保護施設 婦人保護施設 その他施設</p> <p>児童厚生施設 (市町村設置) (民間(法人)設置施設への補助)</p> <p>産後ケア事業を行う施設 (市町村設置) (民間(法人)設置施設への補助)</p>	<p>1/2 1/2</p> <p>1/3 1/3</p> <p>2/3 2/3</p>	<p>1/2 1/4</p> <p>1/3</p>	<p>1/2 1/4</p> <p>1/3 1/3</p> <p>1/3 1/12</p>	<p>1/4</p> <p>1/3</p> <p>1/4</p>	社会福祉施設整備事業債 80%		予算補助
子育て支援対策事業	市町村、社会福祉法人等	内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知(R3.10.1)	<p>「北海道安心こども基金」を活用した認定こども園等の整備に要する経費に対し助成</p> <p>1 保育所緊急整備事業 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する経費 ・待機児童加速化プランに参加する市町村 ※創設、増築、増改築に限る。 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合 ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準調整需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。)) ※補助割合は上と同じ</p> <p>2 小規模保育整備事業 待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整</p>	<p>1/2</p> <p>2/3</p> <p>5.5/10</p> <p>1/2</p>		<p>1/4</p> <p>1/12</p> <p>1/4</p> <p>1/4</p>	<p>1/4</p> <p>1/4</p> <p>1/5</p> <p>1/4</p>			<p>予算補助</p> <p>※要綱未確定(一部事業)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園特別支援教育・保育経費 ・地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 ・多子世帯保育料負担軽減支援 (5) 放課後児童健全育成事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) 乳児家庭全戸訪問事業 (8) 養育支援訪問事業 (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (10) 地域子育て支援拠点事業 (11) 一時預かり事業 (12) 病児保育事業 (13) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (14) 特例措置分 	1/3 1/3 1/2 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3	1/3 1/3 1/4 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3	1/3 1/3 1/4 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3						
就学前教育・保育施設整備交付金	社会福祉法人等	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(国)	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに保育所、私立認定こども園又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費 ・子育て安心プランに参加する市町村 ※創設、増築、増改築に限る。 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合 ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準調整需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。)) ※補助割合は上と同じ 	1/2 2/3 5.5/10		1/4 1/12 1/4	1/4 1/4 1/5			予算補助		
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	市町村	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱(国)	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援分野及び保育分野に関わる現任の職員の質の向上、新たな事業の創設及び既存事業の拡充に伴う更なる人材の確保並びに児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の取組の実践及びその普及による児童館の機能強化を図るための研修の実施に要する経費 (1) 子育て支援員研修事業 (2) 保育の質の向上のための研修等事業 (3) 保育士等キャリアアップ研修事業 (4) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (5) 多様な保育研修事業 (6) 放課後児童支援員等研修事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業 (8) 認可外の居宅訪問型保育研修事業 (9) 児童館における健全育成活動等開発事業 	1/2 1/2		1/2 1/4 1/4				<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(令和4年度からの繰越分)子ども・子育て支援体制整備 放課後児童クラブと放課後子供教室を連携又は一体的に実施するための効果的な支援方法等の検証を行うために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 定額 	<ul style="list-style-type: none"> 予算補助 ※要綱未確定(一部事業)

保育士等処遇改善臨時特例事業	市町村	保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱(国)	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施するのに要する経費。	10/10						予算補助
出産・子育て応援交付金	市町村	出産・子育て応援交付金交付要綱(国)	<p>妊娠期から出産・子育て期まで、身近な場所で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援と、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対する経済的支援(計10万円相当)を一体的に実施する事業に必要な経費を補助する。</p> <p>1 伴走型相談支援 次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 基本額 ・子育て世代包括支援センター1か所当たり7,784,000円 ※子育て世帯包括支援センターを設置していない場合は1市町村当たり7,784,000円</p> <p>(2) 加算額 ・子育て世代包括支援センター1か所当たり1,290,000円 ※子育て世帯包括支援センターを設置していない場合は1市町村当たり1,290,000円</p> <p>2 出産・子育て応援給付金 出産応援ギフトの支給対象者及び子育て応援ギフトの対象児童それぞれ一人当たり50,000円</p> <p>3 事務費(システム構築等導入経費) 次により算出された額の合計額 ・システム構築等導入経費として1市町村当たり2,000,000円 ※広域的かつ電子的に経済的支援を行う指定都市、中核市に限り、1市当たり10,000,000円 ・出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの対象者100人当たり44,000円 ※100人以下の対象者については切上げ ・出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン等により実施する場合に限り、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの対象者100人当たり80,000円 ※100人以下の対象者については切上げ</p>	2/3 ※9月まで	1/6 同左	1/6 同左				予算補助
こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)	市町村等	こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)交付要綱(国)	<p>こども施策の推進を図るため、こども基本法第10条に規定する自治体こども計画策定に向けた調査等及び計画策定に必要な経費</p> <p>【補助対象経費】 報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託料</p> <p>【補助基準額】 3,000千円</p>	1/2		1/2				予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
ひとり親家庭等生活支援事業	市町村	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（国）	ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図ることを目的に家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援等を行う市町村への補助	1/2	1/4	1/4		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujitsui/bunya/000098023.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujitsui/bunya/000097604.html	予算補助	
医療的ケア支援事業	市町村	医療的ケア支援事業費補助金交付要綱（道）	重症心身障がい児者に対し訪問看護の手法を活用して居宅以外の社会的活動を行う場所で医療的ケアを行う事業に要する経費		1/2	1/2			予算補助	
地域子供の未来応援交付金	市町村	地域子供の未来応援交付金交付要綱（国）	地方公共団体において、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策の計画が策定され、施策が実施されるよう支援するもの。 (1) つながりの場づくり緊急支援事業 コロナ禍で子供が孤独・孤立に陥らないよう子ども食堂や学習支援などを実施又は委託、補助する経費 （補助基準額 1事業あたり 1,500千円） (2) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業 ①NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業 ②新たな居場所を新設する事業 ③新たな取組を実施する事業 （補助基準額 1事業あたり 1,500千円） (3) 食の提供重点支援事業 物価高騰により経済的に困難を抱える家庭の負担軽減のため、食事、食材等の提供を実施又は委託、補助する経費 （補助基準額 1事業あたり 3,500千円）	2/3		1/3			(1)～(3)の事業の活用実績により補助率変更あり	